

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月9日（金）、第4回の委員会が開かれました。

## 1 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（内閣提出第53号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）京都大学大学院経済学研究科・研究科長 依田高典君  
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会会長  
東北大学・東京大学名誉教授

青山学院大学客員教授 河上正二君

弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長 板倉陽一郎君

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長 増田悦子君

（質疑者）武村展英君（自民）、柚木道義君（立民）、伊佐進一君（公明）、畑野君枝君（共産）、  
串田誠一君（維新）、井上一徳君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 武村展英君（自民）

- （1） 本法律案の元となった検討会報告書の中での、消費者取引における環境整備等のために確立すべきとされた「コアとなる考え方」についての依田参考人の見解
- （2） CtoC取引における売主である個人について考えられる責任、役割、義務の内容とその検討の方向性及びEUにおいてCtoC取引が規制対象とされていない現状についての河上参考人の見解
- （3） 取引デジタルプラットフォーム提供者がプラットフォームにおけるトラブルの解決において果たすべき役割についての板倉参考人の見解
- （4） 全国消費生活相談員協会が提言している、プラットフォーム企業が出店する販売店に対して、クレジット会社による加盟店調査義務と同程度の調査を義務付けることについての増田参考人の見解

### 柚木道義君（立民）

- （1） 取引の相手が事業者であるか消費者であるかにかかわらず、消費者被害の回復に向けて消費者庁が対応すべきとの考えに対する河上参考人の見解
- （2） CtoC取引において規制対象とすべきと考えられる項目内容及び取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置を努力義務ではなく義務とする必要性についての板倉参考人の見解
- （3） 今国会に提出されている特商法等の改正案に盛り込まれている契約書面等の電子化についての河上参考人の見解
- （4） 消費者被害を防止するための解約権や取消権の在り方についての依田参考人と増田参考人の見解

### 伊佐進一君（公明）

- （1） 取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずる措置が努力義務となった理由及び危険商品等の流通を減少させるための本法律案に盛り込まれた仕組みについての依田参考人の認識
- （2） CtoC取引において事業者と判断される売主（いわゆる隠れB）の定義についての河上参考人の見解
- （3） 極悪層とされる事業者に対する規制とその規制により優良な事業者の自由な活動が制限されることのバランスについての板倉参考人の見解
- （4） デジタル社会における消費者への教育・啓発の進め方及び必要と考える行政からの支援の内容につ

いての増田参考人の見解

- (5) デジタルプラットフォームにおけるレビューの公正性及び透明性を確保するために、デジタルプラットフォームマー及びレビューアの責任を明確化する必要性についての河上参考人の見解

#### 畑野君枝君（共産）

- (1) 取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずる措置を努力義務とすることによって実効的な運用ができるかについての増田参考人の見解
- (2) 現在既に起きている消費者被害の事例及びCtoC取引を規制対象とすべきかについての増田参考人の見解
- (3) 成年年齢が引き下げられることにより想定される取引デジタルプラットフォームに関する消費者被害とその防止に必要な対策についての河上参考人の見解
- (4) 販売業者等だけではなく、取引デジタルプラットフォーム提供者も消費者被害に対する何らかの義務を果たす必要性についての板倉参考人の見解
- (5) 取引デジタルプラットフォーム提供者の責務に関する今後の課題についての依田参考人の見解
- (6) 消費者被害が増加することが懸念される契約書面の電子化についての依田参考人、板倉参考人及び増田参考人の見解

#### 串田誠一君（維新）

- (1) 依田参考人が過去に作成した資料内の項目に「ヒント」というタイトルをつけた趣旨
- (2) 巨大IT企業の自助努力で消費者保護が図れるかについての依田参考人及び河上参考人の見解
- (3) ADR（裁判外紛争解決手続）を前提とする法体系の在り方についての板倉参考人の見解
- (4) 本法律案とクレジットカード会社との関係についての増田参考人及び板倉参考人の見解

#### 井上一徳君（国民）

- (1) 取引デジタルプラットフォーム提供者が販売業者等に対し、身元確認のための情報提供を求めることを努力義務ではなく義務とすることについての各参考人の見解
- (2) 消費者庁において人材確保等の組織体制の拡充を図る必要性と官民協議会にかける期待についての依田参考人の見解